

# 再就職促進奨励金のご案内

宮城県では、リストラ等により離職を余儀なくされた中高年齢者の早期就職を図るため、当該離職者を公共職業安定所及び民間の職業紹介事業者の紹介により雇入れた事業主に対し、「再就職促進奨励金」を支給します。

※下記1及び2の各チェック欄に、当てはまる場合には○を、当てはまらない場合は×をつけ、1つでも×があれば、当該奨励金の支給対象にはなりません。

■以下の内容については、平成28年6月1日以降の雇い入れから適用となります。■

## 1 対象労働者

対象労働者とは、次の(1)から(4)のいずれにも該当する方です。	チェック欄
(1) 平成20年10月1日以降に、雇用対策法に基づく「再就職援助計画」又は「大量雇用変動届」の提出があった県内の事業所からの離職者であること。	
(2) 次のイからニのいずれにも該当しない離職者であること。 イ 対象労働者が、その雇入日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主との関係において、次のいずれかに該当する者 (イ) 雇入れ事業主と雇用、請負、委任の関係にあった場合、又は、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある者 (ロ) 雇入れ事業主において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがある者 ハ 対象労働者が、雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）である場合 ニ 公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者の紹介以前に雇用の予約があった者	
(3) 上記(1)の事業所から離職した日以後、安定した職業に就いていないこと。	
(4) 離職日及び雇入日において、県内に居住し、かつ、県内の事業所に勤務する <u>40歳以上65歳未満の者</u> であること。	

## 2 奨励金を受給できる事業主

受給できる事業主は、次の(1)から(11)までのいずれにも該当することが必要です。	チェック欄
(1) 対象労働者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者の紹介により、雇用期間の定めのない労働者として新たに雇い入れる事業主であること。(雇入日における年齢が <u>満65歳未満</u> であること。)	
(2) 対象労働者を県内の事業所に雇い入れる事業主であること。	
(3) 対象労働者に関し、雇用保険法第7条の規定による届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた事業主であること。	
(4) 対象労働者を雇用した日の前後6か月間において、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む）をしていない事業主であること。	
(5) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管している事業主であること。	

<p>(6) 対象労働者の雇入日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由(※)により、当該雇入日における雇用保険被保険者の6%を超えて、かつ4人以上離職させた事業主でないこと。</p> <p>※雇用保険の離職票上の離職区分コード1A(解雇等)または3A(勸奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等)に該当する離職理由をいう。</p>	
<p>(7) 対象労働者の1日の所定労働時間(日によって勤務時間が変わる場合は1週間の合計した時間)が正規社員の概ね4分の3以上であり、かつ社会保険(雇用保険、厚生年金保険及び健康保険等)に加入すること。</p>	
<p>(8) 対象労働者が、公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった事業主でないこと。</p>	
<p>(9) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っていない事業主でないこと。(時間外手当、休日出勤手当など基本給以外の手当等を支払っていない場合を含む)</p>	
<p>(10) 対象労働者を雇い入れる事業主が、対象労働者の雇入日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主でないこと。</p>	
<p>(11) 対象労働者について、国又は地方公共団体の補助金や融資などで雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等の支給を受けていないこと。</p>	

※ただし、平成28年5月31日以前に雇入れた対象労働者に係る奨励金については、なお従前の例による。

### 3 奨励金の額

対象労働者1人につき45万円です。

(中小企業者等(個人事業主含む)は45万円、大規模な企業者は20万円)

### 4 奨励金の返還

次のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給が取り消され、全額を返還しなければなりません。

(1) 虚偽、その他不正な理由により奨励金を受給したとき。

(2) 支給要件に違反していることが判明したとき。

## 5 支給申請手続き

奨励金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた日から6か月を経過する日から起算して1か月以内に、次の書類を添えて支給申請書を県経済商工観光部雇用対策課に提出（郵送可）することが必要です。

※事前に県経済商工観光部雇用対策課にご相談ください。

《支給申請書の添付書類》

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 対象労働者の在籍状況が確認できる帳簿類（出勤簿、タイムカード等）の写し
- (3) 対象労働者への賃金の支払状況が確認できる賃金台帳の写し
- (4) 公共職業安定所長から交付された対象労働者の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (5) 公共職業安定所から交付された紹介状の写し又は民間の職業紹介事業者から交付された紹介証明書  
書の写し
- (6) 対象労働者の社会保険加入状況が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書  
などの写し
- (7) 労働者名簿の写し
- (8) 登記簿謄本または履歴事項全部証明書の写し
- (9) 申立書

## 7 お問い合わせ先

再就職促進奨励金に関するお問い合わせは・・・

宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL 022-211-2772 FAX 022-211-2769 E-mail : koyousu@pref.miyagi.jp
---

宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページから申請書様式をダウンロードできます。  
どうぞご利用ください。

【ホームページアドレス】

[http://www.pref.miyagi.jp/koyou/koyousu/saisyuusyoku\\_yousiki1.doc](http://www.pref.miyagi.jp/koyou/koyousu/saisyuusyoku_yousiki1.doc)